

教職員各位

飲酒運転の根絶について

最近、全国的に飲酒運転による死亡・重大事故が続発しており、連日報道されています。

飲酒運転で事故を起こすことは、極めて悪質な犯罪であり、被害者・加害者双方の当事者及び関係者に取り返しのつかない深刻な結果を招くことは言うまでもありません。

また、本人が行政上、刑事上、民事上の責任を問われるだけでなく、組織に対する信用失墜にもつながります。とりわけ国立大学法人職員には、公務員に準じた厳しい規範が求められており、本学としても、万一、そのような不祥事が起これば、厳正に対処することとしています。

なお、本人が飲酒運転をしないことはもちろん、飲酒運転と知りながら車に同乗する、車を運転する人に飲酒を勧める、飲酒運転になるのに車を提供する、飲酒運転をするのを黙って見過ごす、などの行為も厳に慎まなければなりません。

交通法規等の遵守、交通事故防止については、日頃から注意喚起してきたところですが、教職員各位においては、改めて国立大学法人職員としての自覚と安全運転に徹する決意を深く心に刻まれるようお願いします。

平成18年9月22日

国立大学法人金沢大学

副学長（総務・人事担当）

【参考】国立大学法人金沢大学職員懲戒規程
別紙 懲戒処分標準例（交通事故・交通法規違反関係）

			懲戒 解雇	諭旨 解雇	出勤 停止	減給	譴責
飲酒運転 での人身 事故	酒酔い	死亡・重症					
		傷害					
		同上・ひき逃げ					
	酒気帯び	死亡・重症					
		同上・ひき逃げ					
		傷害					
同上・ひき逃げ							
飲酒運転 以外での 人身事故		死亡・重症					
		同上・ひき逃げ					
		傷害					
		同上・ひき逃げ					
交通法規 違反	酒酔い	物損					
		同上・あて逃げ					
		酒気帯び，著しい速度超過等悪質な違反					
		物損 同上・あて逃げ					

（注） 処分の決定に当たっては，事故発生の状況，被害の程度，故意・過失の程度等を考慮の上，総合的に判断する。

なお，最近の社会情勢を鑑みれば，飲酒運転に係る処分については，処分に幅があるものであっても，最も重いものを適用することが十分に考えられる。